

広島中央環境衛生組合監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度定例監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

令和4年9月29日

広島中央環境衛生組合監査委員	水戸晃
同	玉川雅彦
同	水橋直行

# 定例監査結果報告書

## 第1 監査の基準

この定例監査は広島中央環境衛生組合監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査

## 第3 監査の対象

課名	主要科目	対象期間
施設2課	施設2課及び竹原安芸津環境室の需用費（光熱水費、燃料費、修繕料）、委託料	令和3年度（令和4年5月末現在）

## 第4 監査の実施期間

令和4年6月9日から令和4年8月23日まで

## 第5 監査の着眼点、評価項目及び実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果、次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務処理に努められたい。

なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

### 【施設2課】

#### 1 契約事務

- (1) 執行起案で決裁権者を誤っているものがあった。職務権限規程に基づき適正な事務処理に改められたい。
- (2) 契約において、業者が再委託する際に、組合が約款に基づく承諾をしていないものがあった。業務の施行体制を適切に管理し、成果の品質を確保するため、契約に基づき適正な事務処理となるようにされたい。
- (3) 材料確認書等提出書類について記載内容や写真に不備があるものがあった。また、材料や履行の確認をする際に写真等の書類を作成していないため、客観的に後から確認できないものが散見された。適正な事務処理に改められたい。
- (4) 仕様書に定めた書類の提出が漏れていたり変更契約をせず業務の内容を変更しているものがあった。仕様書の内容が適切に履行されるようチェック体制の見直しをされたい。

- (5) 相手方に資格を求めた場合において、その資格の有無について確認をしていないものがあつた。契約に基づき適正な事務処理となるようにされたい。
- (6) 委託業務において、業務が実施されていない場所、別日で作業が行われているものがあつた。契約に基づき適正な事務処理となるようにされたい。
- (7) 点検や運転委託において、仕様書等で定めた項目と相手方から出てきた成果品に記載している項目やその順番が異なり、確認をする際にミスを誘発する可能性が高い。点検項目などが一目で仕様書と比較できるように書類作成を指導するよう改善されたい。

#### 【施設 2 課竹原安芸津環境室】

##### 1 契約事務

- (1) 仕様書に定めた書類の提出が漏れていたり変更契約をせず業務の内容を変更しているものがあつた。仕様書の内容が適切に履行されるようチェック体制の見直しをされたい。
- (2) 契約において、業者が再委託する際に、組合が約款に基づく承諾をしていないものがあつた。業務の施行体制を適切に管理し、成果の品質を確保するため、契約に基づき適正な事務処理となるようにされたい。
- (3) 調査員でないものが立会をしているものがあるが、履行の確認については相手方に通知した調査員により行うこと。
- (4) 点検や運転委託において、仕様書等で定めた項目と相手方から出てきた成果品に記載している項目やその順番が異なり、確認をする際にミスを誘発する可能性が高い。点検項目などが一目で仕様書と比較できるように書類作成を指導するよう改善されたい。

## 第 7 監査意見

契約事務において、手続き、書類の不備及び履行の確認不足など、不適切な事務処理が見受けられた。これは業務遂行上のチェック体制が十分でないことによるものと思われる。特に再委託の承認がされていなかったことについて、業務中に起こりうる事故や危険の予防、責任の所在の明確化など、そもそもの再委託先の把握の必要性について組合としてどのように認識するか再度確認する必要がある。

また、各業務の仕様書や報告書について、ただ漫然と前例を踏襲するのではなく、担当者が該当の業務内容を把握し、成果についても適切に確認することができるよう常に改善をする必要がある。今後は一層関係の法令及び例規等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。